

# 古代支那賦稅制度（中）

宮崎市定

内容 緒論——一、賦と税との區別——二、禹貢田賦の解釋（以上前號）——三、賦の發達（本號）——

（以下次號）四、租・税の沿革特に助法に就て——結論——

## 三、賦の發達

賦には二つの意味がある。即ち漢代の賦の如く人頭税の意味と、別に人民が兵役に服する義務そのものを指す意味とである。後者は特に軍賦といふことがあり、漢書刑法志に

殷周以兵定天下。（中略）因井田而制軍賦。

などの用法がそれである。<sup>(1)</sup> 刑法志は引續き其内容を説明して、地方一里を井と名付け、十六井毎に戎馬一匹、牛三頭を出し、六十四井から戎馬四匹、兵車一乘、牛十二頭、甲士三人、卒七十二人を出さしむる方法であると述べてゐる。漢代の人頭税なる賦は、實は斯る軍賦から發達したに違ひない。<sup>(2)</sup> 果して然らば賦の起原を探ることは、兵制の沿革を度外視しては出來ないものである。

嘗て古代の兵制に就て、人民が兵役に服する際に、其武器は官給なりしや、自辨なりしやに就て論議されたことがあつた。官給説は顧棟高の春秋大事表卷十四。丘甲田賦論であり、主に左傳を引いて

證明を試み、此に對して兪正燮は癸巳類稿卷二。作丘甲義に於て、左傳に引用されたのは特別な場合で、事急なるが爲に官が給したまで、人民の自辨が原則であるとし、尙書の費誓を引用して願説を駁してゐる。この問題は兵制の上で重要な問題であるが、兩説が引用した材料は何れも根據あるもので一概に他を特例などと片付けられない。併し考へ様によつては、一口に春秋時代といつても二百何十年の長い間のことであるから、其間に兵制にも變化を認めることによつて、兩説の相違は容易に妥協せしめ得るものと思ふ。古代兵制に關する材料は概ね兩説の中に網羅されてゐるので、此に問題とするのは其解釋に就てゐる。

其中に最も古い材料として、矢張、尙書費誓を採用しよう。書序によれば之は魯侯伯禽が曲阜に封せられ徐夷を討つ爲に兵を會した時の軍令といふことになつてゐる。果して然るやは疑問であり、疑問とすれば時代の比定も出來なくなる譯であるが、今その内容から見て、之が最も古い兵制を、同時に最も古い社會組織を示してゐる點に甚だ興味があるので、賦の發達の出發點として採用する次第である。扱費誓の本文は次の如く二段に分つて解釋を試みたい。

『第一段』公曰。嗟。人。無譁聽命。徂茲淮夷徐戎並興。善敎乃甲冑。敵乃干。無敢不弔。備乃弓矢。鍛乃戈矛。勵乃鋒刃。無敢不善。(中略)馬牛其風。臣妾逋逃。勿敢越逐。(中略)竊馬牛。誘臣妾。汝則有常刑。甲戌。我惟征徐戎。峙乃糗糧。無敢不逮。汝則有大刑。

『第二段』魯人。三郊三遂。峙乃楨榦。甲戌。我惟築。無敢不供。汝則有無餘刑非殺。<sup>(5)</sup>魯人。三郊三遂。峙乃芻茭。無敢不多。汝則有大刑。

右の第一段は兵器・糧食の準備を命じてゐるのであるが、其對手を單に人と呼び、之は臣妾・馬牛を有する點から見て貴族であらう。第二段は魯人といふものに對して楨榦・芻茭の調達を命じてゐるが、之は貴族ではなくて平民であると見える。貴族に對しては「徐戎を征せん」と云つて從軍を要求し平民に對しては「惟れ築かん」と云つて單なる力役を命じてゐる。此に余は臚氣乍ら古代支那の社會組織を見得るやうに思ふ。此には貴族と平民との二つの階級に別れてゐるのを見る。貴族は即ち武士であつて、戰爭は彼等の職務であると共に特權でもある。彼等は廣き土地を所有し、臣妾即ち奴隸を有するが、同時に戰時には武器・糧食を自辨で出征する義務がある。平民は恐らく自作小作の小農であり、從軍の義務が無いのみならず、寧ろ危險なものとして武器の私有を禁せられて居る。戰時には單に人夫として力役を課せられ、時には築城工事の材料を調達せしめられる。斯ういふ社會状態は西洋の歴史に於ても古代に屢々現れる所である。<sup>(6)</sup>

少しく想像を雜へたが大體右のやうな假定の下に賦といふ文字の解釋に遷らう。賦字の貝篇は後に入頭税となつてから附け加へられたもので、軍賦の意味であつた時は武であつたであらうことは容易に考へられる。<sup>(7)</sup> 扱武字は此迄普通には左傳・說文に従つて、戈を止むるの意味に解釋してゐるが、余

の見る所では之は例の儒家的な牽強附會であらうと思ふ。止は元來足跡であり、足跡を二つ重ねて歩といふ文字も出來てゐるが、此際の止もといまる意味ではなくて寧ろ歩むの意味に取る可く、結局戈をもつて行くのが武の原義であらう。歩武堂々などいふ時の武にはどうしても歩む意味を認めねばならぬ。而して戦争が貴族の特權であつた時代には、その貴族が武器を採つて出征すること、その義務といふ意味を持つたであらう。之に關聯して正といふ字がある。之は一と止との合文であるが、金石文には一が折々の形になつてゐる。武字と違ふのは戈と一だけである。然らば之は貴族が戈を持つて行く時に、平民が戈にあらぬ一若くは、即ち楨榦・薊莖を持つて行く意味、云ひ換ふれば平民の力役の意味を現したのではあるまいか。年の始を正月といふのも之に關係がありそうである。人民に力役を課するのは冬の真中、農事の最も閑な時である。そこで人民を集めて宮殿・城壁などの修繕を行つた後、大宴會でも開いて終るが、之を以て月の數へ初めにしたものであらう。

貴族と平民との階級、それに従つて義務を峻別することは次第に不便を感ずることになる。殊に頻繁に戦争が行はれる時に然りである。初めは賤しき者として蔑めた平民も長く同一の社會に生活する時は自然に同類感情が生じて彼等の地位の向上を認むると共に、危急に際して其援助を求めねばならず、平民の側に於ても、最初は征服者たる貴族に反感を有せしならんも、戦争の場合は吳越同舟にて敗戦の時は自分達も亦悲惨な運命を分たねばならぬので、進んで助力を惜まなかつたであらう。此に

正より一步進んだ役。といふものになつた。

役字の成立を考ふるに、彳は行の半分であるが相變らず行くを意味し、攴は一種の武器であるが、戈の形をなせる、木で造つた道具である。<sup>(9)</sup>即ち戈は戦時に貴族の持つもので、攴は戈をもつてぬ平民の持つものである。武と役とは殊ど同様な文字であるが、そこに階級的な區別がある。武王・武公といふ諡はあるが、役王といふ諡はない。武夫といへば貴族であるが、役夫といへば賤者である。<sup>(10)</sup>春秋時代の國家と國家との熈まざる戦争は次第に平民をして多く度々戰場に立たしむる機會を造つた。而して初めは攴なる特殊の兵器を用ゐたる平民も、次第に貴族と同様な戈を用ひ、最初は之も官給であつたであらうが、後には平民にも平時より之を準備せしめおくやうになつた。云ひ換れば貴族の獨占したる賦が、平民にも及ばされることになつたのである。斯る兵制の變化は、主として春秋時代に行はれたものゝ如く、次の如き記事が左傳に散見する。

魯僖公十五年。(645 B.C.) 晋于是乎。作州兵。

成公元年。(590 B.C.) [魯]作丘甲。

昭公四年。(538 B.C.) 鄭子產作邱賦。

右の中で州兵の州は聚と同じく、丘は丘民などと熟して、人民の部落を指す。州兵・兵甲・邱賦みな同一の意味で、平民をして武器を準備せしめたことを指すやうである。それで今迄の貴族の賦に對し

て邱賦といひ、或は故更に賦といふ文字を用ゐずに、丘甲・州兵と名付けた。魯が丘甲を造れる事情は臧宣叔が齊難を慮つて、「難を知りて備ふるあらば、以て解く可し」と云つて、賦を修めて繕完し、守備を具へしめたとのみで詳細は分らぬが、翌年そのお蔭で晋と同盟して、齊の侵入を撃破した。鄭の子産が邱賦を作つた時には、國人之を諂るとあるのみで事情が判明せぬ。晋が州兵を作つたのは、是より先晋の惠公が秦と戦つて敗れしが臣下を責めずして、反つて爰田を作つて臣下に恩を施したので、臣下が感激して、「征繕して以て孺子〔惠公の子懷公〕を輔けん。群臣輯睦し、甲兵益々多からば、我に好き者は勧められ、我に惡き者は懼れん。」と云つて州兵を作つたとある。要するに此等の文は皆軍備の擴張を意味するものであり、軍備の擴張には平民の兵役加入が最も有效な方法でなければならぬ。

州兵・丘甲を作つても、之は戦時に狩り集められる丈で、平時から纏つてゐる軍隊は矢張貴族と其奴隸・從卒であつて、戦時にも之が中堅をなしてゐる。私屬とか、何氏之甲とか、私卒とか、それが王公ならば、王族とか、公族とか、宮甲とか云ふものはこれであらう。<sup>(12)</sup>

然るに戦争の頻發は單に平民の豫備軍を作つた丈ではまだ不足である。此に第二段の兵制改革が行はれる。それは平民の中の頑強な者を選抜して平時から軍務に服せしめて教練を行ひ、有力な常備軍を組織することである。

左傳に、

魯僖公二十七年。(633 B.C.) [晋]作二軍。

襄公十一年。(546 B.C.) [魯]作三軍。

とある記事は、斯る兵制の變化を語るものであらう<sup>(31)</sup>。晋では此時三軍を作つて、一軍に一人宛の將軍をおいた。この將軍の出現が、兵制の上に重大な意味を持つ。

これ迄軍事の長官は普通に司馬とよばれた。司馬は賦を司るので、又司武と書かれた例もある<sup>(14)</sup>。周では六卿の一に司馬が數へられ、楚では令尹と司馬が相並んで國王を輔佐し、宋にも司馬が重要な位置を占めてゐる。然るに將軍が出來てから、實權は段々將軍に移つて、司馬が反つて其下に位し、單に軍律を行ふ司法官の如き役になつて了つた<sup>(15)</sup>。晋では中軍の將が最も尊く、上軍の將・下軍の將・司馬といふ順になる。晋では外に公族大夫といふものがあつて、貴族の子弟即ち最も信頼すべき公族よりなれる旗本の指揮官であるが、將軍の位が卿であるのに對し、一段低い大夫の位である。晋の公族は三軍の外に別に一軍を成し、而して戰時には中軍と共に行動して君主の本陣を固めるので、屢々中軍公族の文字が見えてゐる。楚では之に相當するものを中軍王族といふ<sup>(16)</sup>。魯では別に公族の軍がなく、中軍の中に混入してゐたと見え、三軍を作つた後に、其「中軍を舍つ」といふ記事があるが、之は公族の入つてゐる近衛軍を取り潰したと見える。魯にせよ晋にせよ、三軍を作つて常任の將軍を任命して

から、兵權が將軍の手に移り、公室が振はなくなつて、晋は遂に三卿に分割せられるやうになつた。これから支那の歴史は戰國時代に入る。

韓・魏・趙三國の王はその前身が將軍であり、國王となつてからも、その將軍たる性質を失はなかつた。三晋は支那の中心であつたから、そのやり方を真似て、當時の列國の王は何れも直接兵權を握つて、中央集權を計つた。實は將軍といふ言葉は春秋時代にはあまり用ゐられず、「軍に將たり」といふ句は屢々左傳に見ゆるが、將軍といふ言葉は唯一個所に出てゐる丈で、寧ろ戰國時代に入つてから將軍といふのが普通の名詞になつてゐる。而して戰國時代の將軍は、春秋時代の將軍に比して、其權力の上で比較にならぬ程微弱なものであつた。それは春秋時代の將軍は同時に貴族であるのに對して、戰國の將軍は士から出たものに由る。此に士なる階級の發生に就て述べねばならぬ。

士といふ文字は元來男子といふ意味に過ぎぬらしい。勿論貴族の子弟を指す。貴族は土地・奴隸を所有して富裕であるが、聽て子孫の増加と共に疏遠な支族は次第に貧困に陥り、中には同盟國などへ戰爭の援助に赴き、其儘其地に祿を貰つて寄食する者も出來、一方平民の中より常備軍に採用されて勳功を立てると貴族の子弟と同等な待遇を與へられる。<sup>(18)</sup>斯る職業的な軍人を一般に士と呼ぶやうになつたらしい。彼等の資格の第一要件は勿論武術、殊に射御であるが、其後に次第に新しい修養が要求されて來た。そは學問である。段々國際關係が複雑となるにつれて、同盟・會見が頻繁に行はるゝや



うになると、士もその禮を輔け、或は使節として派遣される時に、禮儀や口上を辨へぬと思はぬ覺をとる。之は士のみならず、上流の卿大夫とても同様である。魯の孟釐子が禮を知らぬで困つた爲に子を戒めて孔子に禮を習はしめたといふ話がある。<sup>(19)</sup>此に有職故實の學が發達した。而して斯る故事を最もよく知れるは史であり、孔子は周の柱下の史老聃に禮を學んだとある。孔子が魯に歸つての職業は禮の師であり、同時に弟子の就職斡旋に力めた。此點に於ては後に出づる墨子・孟子みな同様である。<sup>(20)</sup>只孔子の偉大なる點はそれが禮師たるに止まらず、學問に對して新しい理想を與へたにある。<sup>(21)</sup>之は直接關係のない事なので詳細は別の機會に譲ふことにする。

斯くして發生した士の位置は低い。そは一種の俸祿生活者であるから。併し彼等は實力を以て其位置を獲得したものであり、中には熟練な戰術家も居る。彼等は屢々用ゐられて將軍となり、大兵を握つて輸贏を争ふが、戰國時代の將軍は平時には軍隊を掌握せず、出征の際も國都に入る時は兵を解いて歸つたものである。<sup>(22)</sup>彼等は爵を與へられ、或は土地を割いて封せられるが其地位は極めて不安定なもので、春秋時代の有士の貴族に比すべくもない。

爵の意味も春秋と戰國では大分異つて來る。春秋時代の爵は公・侯・伯・子・男であつて、諸侯の等級である。然るに戰國になつてから諸國が夫々爵を定め、君主より以下士に至る迄の階級を意味することなつた。就中秦の爵は漢が其儘踏襲したので漢書百官公卿表に載せられてあるが、

公士 上造 簪纓 不更 大夫

官大夫 公大夫 公乘 五大夫 左庶長

右庶長 左更 中更 右更 少上造

大上造 駟車庶長 大庶長 關内侯 徹侯

の二十等があり、之は當時中原に行はれた爵の制度を輸入せるものらしく、諸國の爵名の斷片的に殘れるものと吻合するものが少くない。秦の爵名の意味はよく分らぬが、士・庶長・大夫などの名があり、之は反つて古代の五等の階級、天子・諸侯・大夫・士・庶民の別ちに應ずるものである。(23) されば「爵天子たり。」といふやうな言葉も出來て、天子から庶民に至る迄の凡ての階級が爵と考へられるやうになつたのである。(24) この考は法家の思想と關係あり、法家とは要するに斯の如き階級制度を設けておいて、貴族も士も庶民も皆この並列の中に位置を與へ、彼等の成績如何によつて、寸毫も手心を加へずに進退賞罰すべきことを唱へるものである。(25) 儒教に於ては未だ貴戚の卿の權利を認めてゐるが、法家は之を認めぬ點が違つてゐる。(26)

戰國に於ける有土の封君の位置も春秋時代のそれに比して著しく不安定である。之は兵權を中央に握られて、若干の食客・從僕の外に私兵を有することが出來なくなつた爲である。之を説明する爲には再び本論に立戻つて賦の變化を問題とせねばならぬ。

春秋時代、貴族の賦を平民に及ぼして、州兵・丘甲を作つたのは平民の待遇を向上したと共に其負擔を増したものである。此より平民は兵役の上に、武器調達の負擔が加はつた。再び改めて常備軍を編成した時、その費用は何處から捻出したであらうか。<sup>(27)</sup>恐らく常備軍の編成によつて一般人民には兵役を免除するといふ約束の下に、これ迄の自分の爲の武器調達の費用を見積つて、之を賦と名付けて徴收したのであらう。元來は兵役免除の意味であるから人頭税的に、頭割に徴收したのであらうが、貧富の懸隔は、斯る方法では賦の徴收を不可能にする。そこで改めて貧富に應じて、土地の所有額に比例して課税する。結局之は田租の増徴に等しい結果になるのである。

#### 春秋及左傳の

魯哀公十二年。(483 B.C.) 用田賦。

なる記事は此間の消息を洩すものと認められる。<sup>(28)</sup>

然らば平民は田租の増額によつて永久に兵役から免除されたかといふに仲々左様には參らぬ。戰國時代に入つてから益々戦争は多くなるので、必要に際しては何度も徴發され、徴發されぬ者は其代償として金錢を納め、懸て此が又人民一般の新税となつて賦斂と呼ばれる人頭税となつて漢代に及んである。<sup>(29)</sup><sup>(30)</sup>之は支那の税制が後世になつても屢々繰返す逕路である。漢代の人民には國境警備の義務が課せられて居たが、<sup>(31)</sup>之は秦の長城之役に當り、戰國時代の齊・魏・趙・燕其他の諸國にも長城があつたこ

とを考へると、其起原は戰國時代にあつたものであらう。

戰國時代には漸く郡縣制度が用ゐられて中央集權に傾いて來るが、將軍や貴戚などの重要な人物は矢張土地を興へられて封君といふものになつてゐる。然るにこの封君は其土地の租稅を私に用ふることを得る丈で、賦斂は中央に送つて軍隊に供給し、之を以て自ら私兵を養ふことは出來なかつたやうである。かの四君の如きも、中央にあつて政權を握つてこそ、國王の尊をも蔽ふ威光を耀すが、一旦失脚しては、中央の保護に依つてのみ辛うじて封君の地位を維持することが出来る。(32) 魯の三桓が自己の采邑によつて、之を根據とし、進んでは魯國の政權を專にし、退いては魯に對して一敵國の觀を呈したのと同日に語る可きでない。(33) この封君が租稅だけを私することが出来る制度は又秦漢に至つてゐる。(34) 秦漢の中央集權は既に七國時代に各國の内部に於て實施され、事實上の郡縣制度となつてゐたのを、秦の始皇帝が七國の國境を撤廢したに過ぎず、漢初の封建は實に春秋時代の封建でなく、七國の國境の如きものを設けて、郡縣を區分したものである。而して臨時的なこの國境も景帝・武帝の頃に至つて取除かれて、秦の始皇帝の理想が實現されたのである。(35)

## 註

1) 軍賦に就ては、王鳴盛、周禮軍賦説が皇清經解卷四三三五乃至四三八に收められてゐる。周禮を中心とする點に於て余と意見が違ふが、古書に見えたる諸説を博引してあつて便利である。

(2) 加藤博士。算賦についての小研究。(史林第四卷第四號)参照。

(3) 顧棟高。邱甲田賦論の概要。左傳隱公十一年。鄭莊公伐許。五月甲辰。授兵於大宮。公孫闕與穎孝叔爭車。とあれば兵車は官より出づるを知る。閔公二年。衛懿公將戰。國人受甲者。皆曰使鶴。昭公十八年。〔鄭〕火之作也。子產授兵登陴。莊公四年。楚武王。荆尸授師子焉。以伐隨。とあれば甲仗兵器は皆官より出づるを知る。又周武王が殷を討つて後、歸馬華山之陽。放牛桃林之野と云ひ、牛馬を民間に歸すとは云はぬから牛馬も亦公より出づるを知る。詩經などに征戰の苦を歌つても、身體の勞苦を云ふ丈で、車馬兵器を供給するの苦を云はぬ。事實非田法が行はれて其以外に馬を養ふ牧地を有しないから、人民は只身體丈が従軍するのである云云。

(4) 俞正燮。作邱甲義の概要。左傳に兵を授くの記事あるは何れも事の急なる場合で特例である。特例であればこそ左傳が特に記したので。秦始皇が天下の兵を收めて咸陽に送り鐘鐻金人十二を造つたといふのは民間の兵のことである。されば漢代には家不藏甲。兵器不鬻於市の説があり、漢書刑法志には、周田兵車一乘。干戈備具。とあり、況や尙書費誓の明文あるをや。只政府には政府の官馬・官武器があつた。近くは唐の制度を見ても知れるではないか。云云。按ずるに俞氏が唐制と云へるは、文獻通考一五一。兵考に、唐の府兵の制度につき、十人爲火。火有火。火備六馱馬。凡火具烏布幕。鐵馬孟。布槽。鍔。鏢。鑿。確。官斧。鉗。鋸皆一。甲牀二。鎌二。(中略)人具弓一。矢三十。胡祿。橫刀。礪石(中略)皆一。麥飯九斗。米二斗。皆自備。云云と云へるを指す。

(5) 無餘刑非殺。普通に僞孔傳。刑者非一也。然亦非殺汝。に従つて、汝一人のみならず、妻子迄も連坐せしめて殺に非ざる刑を加へん、との意味に解するが之は如何であらうか。思ふに之は無餘刑と非と殺と三種の刑であり

う。此處の孔穎達疏に引ける鄭玄の註には盡奴其妻子。不遺其種類とあるが、無餘とは子孫を残さぬ意味であらうか。然らば即ち宮刑であらう。非は荆、即ち刑なる可く、殺は無論大辟である。

(6) 原隨園博士。ギリシヤ史に於ける傭兵の問題。(史學雜誌第四十三編第十一號)参照。希初期の市民は貴族と見て差支へないであらう。

(7) 賦と武に就て。軍賦は司馬の官の司る所であつた。左傳。襄公四年。孟獻子曰。(中略)鄆無賦於司馬。とあり又司馬を時に司武と書く。襄公六年。〔宋〕子蕩怒。以弓楛華弱于朝。平公見之。曰。司武而而楛於朝。難以勝矣。この司武は司賦の意味であらう。序ながら管子に乘馬篇あり。之は乘賦の意味で、馬・賦はもと通音であつたかも知れぬ。

(8) 正字に就て。正が力役を示す故に、力役に服する壯丁を正人と云ふ。管子。海土第七十二。萬乘之國。開口千萬也。(中略)正人百萬也。之に伴つて政役(管子。小匡第二十。)正籍(管子。揆度第七十八。輕重甲第八十。)などの文字も生ずる。

(9) 爰に就て。詩經。衛風伯兮。伯也執殳。爲王前驅。毛傳。殳長丈二而無刃。淮南子。齊俗訓。搢笏杖殳。高誘註。殳木杖也。とあり、無刃といひ木杖といふのは元來、金屬の少い時代の竹槍の如きものであつたであらう。木偏をつけて殳といふ字も出來てゐる。

(10) 武と役。詩周南。免置。赴赴武夫。公侯干城。左傳。文公元年。呼。役夫。宜君王之欲殺汝而立職也。などの用例あり。孟子。萬章下。庶人召之役。則往役。とありてそれが庶人の義務なることを云つてゐる。

(11) 州兵の州。國語・齊語。群萃而州處。韋註。州聚也。とあり。(韋註は汪遠孫考異の定むる所による。)

(12) 左傳に見えたる旗本の軍の異名。晋の中軍公族。(僖公二十八年)。楚の宮甲。(文公元年)。楚の中軍王族。(成公十六年)。魯の季氏之甲。(哀公十一年)。魯の微虎の私屬。(哀公八年)。楚の子彊の私卒。(襄公二十五年)。

(13) 晋の軍。晋は三軍を造る以前、一軍、二軍をもつた時代があつた。左傳。莊公十六年。王使虢公。命曲沃伯。以一軍爲晉侯。閔公元年。晋侯作二軍。公將上軍。太子申生將下軍。併し之は州兵を造る以前なれば貴族だけの軍であらう。三軍を作つてから後六軍としたこともある。顧棟高。春秋大事表。卷二十二。晋中軍表。參照。

(14) 註7參照。

(15) 司馬に就て。宋に司馬あり、左傳隱公三年。宋穆公疾。召大司馬孔父而屬殤公。とある大司馬は最高の輔相なるが如く、襄公二十五年には、楚の蔣掩が司馬となり賦の制度を完備したる由見ゆ。然るに晋にては僖公二十七年、三軍を作り將軍を任命したる後、司馬は其下に位せり。其翌僖公二十八年。〔晋〕祁曷牟命。司馬殺之。以御于諸侯。とあり、單に軍律を行ふ司法官に過ぎぬもの、如くである。之は希臘の歴史に於ける Strategos (將軍) の出現と Archon の失權とに比較して考ふべきものであらう。

(17) 左傳に見えし將軍。昭公二十八年。〔魏〕二大夫謂自咎曰。豈將軍食之而有不足。是以再歎。杜註。魏子中軍帥。故謂之將軍。とあり、左傳にはあまり多く出ぬ文字故、杜預が註をつけてゐる。然るに國語には晉語四に、晋が鄭を伐ちし時、鄭の叔詹が晋に使用して晋軍を退かしたため、鄭人が叔詹を以て將軍としたとあり。この年代は左傳によれば魯僖公三十年のことらしく、鄭の子産が丘賦を作りしよりも遙か以前のことである。恐らく司馬か

何かの官職を、既に昔にある將軍の名で代用したものであらう。

(18) この點に就てはマスベロ氏の考よりヒントを得ること多し。Maspero: *La Chine Antique*. 1927. p.136 參照。

(19) 魯の孟僖子が子を戒めて孔子につきて禮を習はしめたることは左傳昭公七年。及び史記孔子世家に見ゆ。

(20) 學問は平民が就職して士となる爲の修養であつた。韓非子。外儲說左上第三十。王登爲中牟令。上言於襄主曰。中牟有士。曰中章・胥己者。其身甚修。其學甚博。君何不舉之。主曰。子見之。我將爲中大夫。(中略)王登一日而見二中大夫。予之田宅。中牟之人。棄其田耘。賣其宅圃。而隨文學者。邑之半矣。之によれば田耘の人も學んで士となり得る。荀子。大略。子贛・季路。故鄙人也。被文學。服禮義。爲天下列士。とあり。それで論語にも屢々弟子が祿を問うて居り、同時に諸侯は弟子の人物を尋ねてゐる。孔子は教育家なると同時に就職の斡旋をした。されば仕へて士となつた者は何れも其學派の名譽を落さざらんが爲に節を勵み、所謂學ぶ所に負かざらんと努めた。この點墨子なども同様である。墨子。公孟。子墨子曰。姑學乎。吾將仕子。といふ話あり、又魯問篇。魯人有因子墨子而學其子者。其子戰而死。其父讓子墨子。子墨子曰。子欲學子之子。今學成矣。戰而死。而子慍。猶欲糶糶則慍也。特に墨家が如何に其學派の名譽を重んじたるかは、呂氏春秋。離俗覽第七。に次の如き話あり。墨者孟勝。荆の陽城君の爲に節に死せんとす。弟子徐弱。諫孟勝曰。死而有谷陽城君。死之可矣。無益也。而絕墨者於世。不可。孟勝曰。不然。吾於陽城君也。非師則友也。非友則臣也。不死。自今以來。求嚴師必不於墨者矣。求賢友必不於墨者矣。求良臣必不於墨者矣。死之所以行墨者之義。而繼其業者也。(中略)孟勝死。弟子死之者。百八十三人。孟子の頃に至り、斯る私立學校が繁榮して後車數十乘。從者數百人。以傅食於諸侯。(孟子。滕



文公下。)といふ狀況になつた。

(21) 東洋史上に於ける孔子の位置。孔子は始めて學問に理想を興へた人である。伎術の學問を、有職故實禮式の學問を、將又就職の學問をして、人格陶冶の學問、學問の爲の學問たらしめた。此に彼が歷史上に持つ重大なる意義がある。試に論語の左の諸例を味ふならば容易に彼の學問に對する態度が了解されよう。雍也第六。哀公問。弟子孰爲好學。孔子對曰。有顔回者。好學。不遷怒。不貳過。乃ち此では學の内容を以て不遷怒。不貳過としてゐる。學而第一。子夏曰。事父母能竭其力。事君能致其身。與朋友交言而有信。雖曰未學。吾必謂之學矣。之は子夏の言なるが同時に孔子の態度をよく言ひ表せり。當時の人の所謂學問と孔門の學問の内容は甚だ異つてゐたのである。憲問第十四。子曰。古之學者爲己。今之學者爲人。此にいふ今之學者とは當時の世俗を指し、古之學者とは我黨の理想とする所である。己の爲とは人格陶冶であり、人の爲とは伎術才藝である。孔子の學問に就ては詳細は別の機會に譲る。

(22) 戰國の將軍は都に歸るに兵を解くが通例である。戰國策。齊策。に孫子が田忌にクーデターを勧めて、將軍無解兵而入齊。と云つてゐるので分る。之は同時に將相分離を意味するもので、戰國策に、趙策。五伯之所以致天下者。約王勢能制臣。無令臣能制主。故貴爲列侯者。不令在相位。自將軍以上。不爲近大夫。とあり五霸といふが實は戰國時代の實狀を云ふてゐるのである。

(23) 戰國時代諸侯の爵。荀子正名篇。後王之成名。刑名從商。爵名從周。とあり乍ら、實際には、疆國篇。群臣享其功。士大夫益爵。と見えて爵が士大夫のものとなつてゐる。戰國策。楚策。には通侯。執珪。五大夫の名見え、

魏策には關内侯・五大夫。趙策には吏大夫。別に諸吏皆益爵三級。の句あり。

(24) 爵天子。この語は呂氏春秋。孟春紀第一に見ゆ。

(25) 法家の爵。法家の考は人材により爵位を與ふ可きを唱ふ。韓非子、顯學第四十八。故明主之吏。宰相必起於州部。猛將必發卒伍。かゝる形勢は已に墨子にも。法儀第四。雖至士人之爲將相者。皆有法。とあつて士人が將相となり得ることを説いてゐる。斯く朝廷の官吏を一例に爵の中に宛蔽めて、法律上認むる階級はこれ以外になく貴族も士も皆この中に才能に應じて或る地位を與へる。功あれば進め罪あれば退ける。あまり爵の進みたる者は實權を與へずに成る可く下位の者に勤勞を勸める等の高等政策も探る。これが法家の思想であつて商鞅が秦に入つて極端に嚴格に此法を行はんとしたので、世襲貴族の反對によつて自身車裂されるといふ運命に陥つたのは有名な話である。

(26) 儒家の貴戚の卿。孟子萬章章句下。有貴戚之卿。有異姓之卿。(中略。貴戚之卿。)君有大過則諫。反覆之而不聽。則易位。(中略。異姓之卿。)君有過則諫。反覆之而不聽則去。

(27) 戰國時代常備軍は俸祿・兵器を官給された。戰國策。秦策。今寡人(昭襄王)息民以養士。蓄積糧食。三軍之奉。有倍於前。齊策。甲兵之具。官之所給(横田惟孝本により私を給と改む)出也。之を採用するには嚴重な試験がある。荀子議兵篇に齊・魏・秦三國の方法を比較してゐる。勿論軍籍にある者全部が常に教練を受けてゐるのでなく交替に番上するのであらう。

(28) 用田賦の解釋。この文句を如何に解す可きかに就て實は自信を持たぬが左傳と國語とを讀み合せて強ひて解釋

を加へて見よう。只大體の見當を云ふならば之は先の丘甲即ち邱賦に對する田賦であり、邱民の賦の義務、云ひ換えれば人丁の義務を、田に對する賦、即ち土地へ轉嫁したものであらうとの推測が出来る。左傳では孔子が冉有の問に答へたる言葉として、

君子之行也。度於禮。施取其厚。事舉其中。斂從其薄。如是則以丘亦足。若不度於禮。而貪冒無厭。則雖以田賦。將又不足。且子季孫。若欲行而法。則有周公之典在。若欲苟而行之。又何訪焉。

とあり、之では田賦の何物かは少しも分らぬ。只丘即ち丘甲に對するものなることが想像される丈である。次に國語。魯語下には

先王制土。籍田以力。而砥其遠邇。賦里以入。而量其有無。任力以夫。而譏其老幼。於是乎有鰥寡孤疾。有軍旅之出則徵之。無則已。其歲收。田一井出稷禾・乘芻・衍米。不是過也。先王以爲足。若子季孫。欲其法也。則有周公之籍矣。若欲犯法。則苟而賦。又何訪焉。

とある。この中籍田以力とは田租を云ひ、任力以夫とは力役を云ひ、之に對して賦里といふのがあつて、人民の收入に應じて課せられてゐたといふのである。之は費誓の楨榦・芻菱を調達する義務の後身であり、後文によれば田一井毎に稷禾・乘芻・衍米であるといふ。禹貢にも、九州の田賦の外に、百里賦納總。二百里納銓。三百里納結服。四百里粟。五百里米、とあり、この部分は古い傳と思はるゝが、兎に角丘賦の法が行はれてゐる一方に斯の如き物質的負擔があつたのであらう。今丘甲を改めて常備軍を組織したが之が爲一般人民の義務を解放されたことになるので新なる常備軍維持費を課せられたものが、貧富平等であつては段々徵集が不可能になつたので、

さてこそ所有地に應じて負擔を定むる田賦の法となつたと思はれる。結局之は田租を増徴する結果となつたが、併し全然田租に繰り入れたかは明かでない。孟子。離婁章句上。求也爲季氏宰。無能於其德。而賦粟倍他日。とあり之は孔子當時の話とあるが、粟を賦として納めたのなれば田租とは別に、臨時費として徴收してゐたものであらう。孟子。滕文公章句上。請野九一而助。國中什一。使自賦。の自賦とは矢張税に對するの賦で、錢穀を納めさせずして自身兵役に服す、即ち丘賦の法に復活す可きを云つたものと解したい。

(29) 賦斂に就て。漢代の賦が賦斂とよばれたものと同一ならんことは前に述べたが、賦斂といふ文字は戰國の記錄に屢々見えてゐる。史記卷八十七李斯列傳。又作阿房之宮。治直馳道。賦斂愈重。(中略)作爲阿房之宮。賦斂天下。(中略)大爲宮室。厚賦天下。(中略)李斯乃從獄中上書曰。(中略)緩刑罰。薄賦斂。以遂主得衆之心。とあり、漢代の賦が女子にも及んだことから考へて、秦の賦斂も同様女子を含んだであらうことは、史記卷八十九。

張耳列傳。頭會箕斂。以供軍費。といふので想像さる。他の戰國にも同様であつたらしく、荀子。王霸第十一に縣鄙將輕田野之稅。省刀布之斂。罕舉力役。とあり、刀布之斂こそは賦斂に當る、而して荀子の頃には刀布は即ち錢布で金屬貨を指したものであらう。孟子には之と全く同じ場合を、盡心章句下に有布縷之征。粟米之征。力役之征と述べ、刀布之斂に相當する所に布縷之征とある。之は未だ物納でありし如く思はるが、布縷之征といふ以上女子にも課したるなる可く、之に相當する刀布之斂も女子にも及んだであらう。後世支那では女子を課税の對象とすることが異例となつたが、漢代までは女子も男子と同様に取扱はれてゐたやうである。而して軍事費の意味なる賦斂を女子に及すには又理由がある。古代には女子も亦危急の際に従事した。商君書。兵守第十二。

壯男爲一軍。壯女爲一軍。男女之老弱者爲一軍。此謂之三軍也。之と似たことは墨子。備城門第五十二。にも見えてゐる。又夫が武器を造る時には妻が之を手傳つた。戰國策。燕策。臣聞王居處不安。(中略)身自削甲札。妻自組甲紃。それで男子が兵役免除の際、軍器調達の義務の代りとして賦斂を徵收された時、女子も同時にその義務を負はされたのであらう。既に賦斂を納めし以上、人民の兵役は單に身體だけの服役ですむかと思へば矢張り急の際には、人民に武器調達を命令してゐる、戰國策。魏策。或謂魏王。王儼曰疆之內。其從於王者。十日之內備不具者死。王因取其游。之舟上繫之。などある。春秋以後、民を誅求すること度なしと云ひつべきであるが、それ丈この間に一般文明も進歩し、經濟上にも向上して、兎に角之に應じ得る様になつて來たのである。斯く民間に兵器の準備を命じたる事ありし爲、秦の始皇が天下を統一して兵を集めて金人を造るといふ事も起つたのである。序に賦斂といふ字が用ゐられた古い例は、左傳。成公十八年。薄賦斂。云云の文などがそれである。

(30) 罰賦に就て。餘論として此に罰賦のことを一言せねばならぬ。漢代に罰の意味として特に算を増すことがあつた。漢書。惠帝紀。六年令女子十五以上。至三十。不嫁五算。反對に懷妊したる者には賦を免する。章帝紀。元和二年。諸懷妊者。賜胎養穀。人三斗。復其夫。勿算一歲。この賦斂を賞罰、殊に罰の意味に用ふることは、實は秦の商鞅のやり方を真似たものである。史記。卷六十八。商君列傳。民有二男以上。不分異者。倍其賦。此に云ふ賦は、秦が孝公十五年、始めて賦の制度を作つた前後のことであるから、賦斂のことと思はれる。然るにこの當時、武器を以て贖罪に當てた記事がある。管子。中匡第十九。請薄刑罰。以厚甲兵。(中略)使以甲兵贖。死罪以犀甲一戟。刑罰以脇盾一戟。過罰以金。同様のことは同書小匡第二十。國語齊語。淮南子。汜論訓に見えて

ゐる。贖罪のことは尙書呂刑に見えてゐるが、尙書の記事は春秋時代と秦時代の中に位置すべきものと思はれる。春秋時代所罰の意味で賦を倍にしたことは左傳襄公二十二年の條にも見ゆ。この罰賦の思想は奴隸が戦功によりて解放さるゝ思想と關係がある。左傳襄公二十三年の條に、晋の平公の奴隸裴豹が敵の勇士督戎を打取つて丹漆の籍から削つて貰つた話がある。奴隸を戦争に用ふることは古く、例の費誓にも臣妾を戦に伴つたらしき記事が見え、恐らく戦功を立てし曙には待遇の改善、或は解放を條件として激勵したらうと思はれるから、この思想の方が古く、次に自身戦ふ代りに武器を提供して所罰を免れる思想に轉化したものと考へられる。それも始めは武器其物を提供したが後には、賦の意味の變化と平行して、金錢を以て之に代ふるやうになつたこと前述の如くである。

(31) 濱口重國學士。過更と踐更、(東洋學報、第十九卷第三號)參照。秦の長城の役は、史記。卷八九。張耳列傳。北有長城之役。南有五嶺之戍。とあり。

(32) 戰國時代の封君。戰國時代は中央集權の形勢が已に出來上り、例へば四君の如きも中央政府に居つて政權を握つてこそ、諸侯の間に重きをなしたれ、一度政權を失へば單に中央の保護を得てのみ其封君たる地位を維持し得た。戰國策。齊策に孟嘗君の父、靖郭君が自己の勢力維持のために薛に城つきて萬一に備へんとした時、或人が諫めて、君長有齊。奚以薛。失齊。雖降薛之城到於天。猶之無益也。と云つてゐる。韓非子。說林下第二十一。にも之を引用す。されば戰國に入りて貴戚・功臣にして數世續いて土地を有するといふ事が殆ど無くなつた。戰國策。趙策に左師公が趙孝成王の太后を諫めた問答を記して、左師公曰。今三世以前。至趙之爲趙。趙主之子孫

侯者。其繼有在者乎。曰無有。曰微獨趙。諸侯有在者乎。曰老婦不聞也。とあり、韓非子。喻老第十九。楚邦之法。祿臣再世而收地。唯孫叔敖獨在。とあり、史記卷百二十六。優孟列傳。によれば十世續いたといふが、斯る例は稀である。

(33) 春秋時代の世卿。春秋時代の世卿は自己の采邑を根據とし、領内の兵權・財權を併せ有して出ては中央の政權を掌握して威を振つた。なほ地方割據の傾向が強い。魯が三桓の城を墮たんとした時、叔孫氏の郕と季孫氏の費とは已に墮ちしが、孟孫氏の臣は成の城を墮つを肯ぜず、左傳。定公十二年。に、且成孟子之保障也。無成是無孟氏也。と云つて反對したとあり。或は昭公が季孫氏を攻めた時、叔孫氏の臣が、無季氏。是無叔孫氏也。と云つて季氏を救ひ、昭公を攻めたので遂に昭公が出奔するに至つた。(左傳。昭公二十五年) 逆に云へば魯の如く中央集權の企が度々不成功に終つた所は、戰國に入らざるに既に衰へ、晋の如きはたとへ分裂しても、韓・魏・趙それぞれ中央集權を行つて外部に膨脹した爲、何れも戰國の強國となつた。齊が桓公・管仲の後暫く衰へたが、高氏・國氏など世卿が居つて割據したが爲であつたらしい。田氏の革命、呂氏の滅亡は齊の中央集權に伴つて起つた現象で、これ以後再び齊は勢を盛り返した。

(34) 秦漢の封君。史記卷一二九。貨殖傳。秦漢之制。列侯封君。食租稅。歲率戶二百。千戶之君。則二千萬。朝覲聘享。出其中。之によれば私の奉養となるのは租稅であつて、賦斂は其會計が中央に屬してゐたものと思はれる。即ち賦斂は其土地の官俸等を支拂つて、残りは中央に送る可き性質のものであつたらしい。之は戰國諸國も然りしと見え、魏の信陵君が邯鄲の圍を救はんと、王命を得ずに赴かんとした時、共にする所は食客三千人であり、

賓客に請うて車騎百餘乘となしたに過ぎぬ。賦斂を以て自己直屬の軍隊を養ひしとも見えぬ。然るに魏の將軍晋鄙は此時、十萬衆に將として邯鄲附近に陣してゐる。之によれば封君は其人民をも使役する事が出來ず、賦斂も又中央に屬したとしか考へられぬ。食客三千人は其租稅で養つてゐた。史記卷七十五。孟嘗君列傳。孟嘗君時相齊。封萬戶於薛。其食客三千人。邑人不足以奉客。使人出錢於薛。とあり邑人は租稅を指す。それが足らざる故高利貸をしたのである。又新序。卷一。〔晋〕平公曰。〔中略〕吾門下食客者。三千餘人。朝食不足。暮收市租。暮食不足。朝收市租。とあり、市租を以て食客を養ふと云つてゐる。但し此に晋の平公となつてゐるのは少し不適當で、食客三千人といふ所から見て、誰か戰國四君の一人の名が間違つたものであらう。

(35) 漢の封建制。漢の所謂封建制が漸次崩壞してゆく經過は春秋の封建制崩壞を繰返してゐる。漢も始め諸侯に與へた領地は全然興へきりであつた。漢書。高帝紀十二年。詔曰。(中略)其有功者。上致之王。次爲列侯。下乃食邑。而重臣之親。或爲列侯。皆令日置吏。得賦斂。とあり、自由に賦斂を得しめてゐた。然しそれでは弊害が多いので、其前年十一年二月の詔には、欲省賦甚。今獻未有程。吏或多賦。以爲獻。而諸侯王尤多。民疾之。令諸侯王通侯。常以十月朝獻。及郡各以其口數率。人歲六十三錢。以給獻費。とあり漢直屬の郡では算賦百貳拾錢と定まり居るが諸侯王には其定額がないので、獻費の額を定めて賦斂の低減を計り、郡縣に於ては六拾參錢を除いて五拾七錢で地方財政の處理を命じたのであらう。然るにこの賦斂の權利はやがて中央に納められ、漢書卷三八。高五王傳贊。時諸侯得自除御史大夫・群卿以下衆官。如漢朝。漢獨爲置丞相。自吳楚誅後。稍奪諸侯權。(中略)其後諸侯。唯得衣食租稅。而して斯くなつた年代は、漢書百官表に、景帝中五年。令諸侯王。不得復治國。天子爲



置吏。とあるより見て、矢張景帝中五年のこと、思はれる。これ以後、只租稅丈を自己の收入とする戰國の封君と全く變る所がなくなつた。而も租稅の中、田租は已に國家財政に移管され、單に山川園池市肆租稅之入（漢書食貨志上）だけに限られてゐたのである。